(2)　司法警察員は、(1)により被疑者を英国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を検察官に送致しなければならないものとすることとした。（第四条関係）

(二)　英国軍隊によって逮捕された者の受領

(1)　検察官又は司法警察員は、英国軍隊から日本国の法令による罪を犯した英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならないものとすることとした。

(2)　検察官又は司法警察員は、(1)の場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならないものとすることとした。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないものとすることとした。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(3)　(1)及び(2)の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(4)　(1)又は(2)による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第一九九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例によるものとすることとした。ただし、同法第二〇三条第一項、第二〇四条第一項及び第二〇五条第二項の時間の制限は、それぞれ(1)又は(2)による引渡しがあった時から起算することとした。（第五条関係）

(三)　英国軍隊の財産の差押え、捜索等

英国軍隊の財産（英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在する英国の軍隊の財産であって、英国軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、記録命令付差押え（差押状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、検察官若しくは司法警察員が英国軍隊（英国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、英国の軍隊。以下(三)において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から英国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官が英国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から英国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。（第六条関係）

(四)　英国軍隊等への書類又は証拠物の提供等

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができるものとすることとした。（第七条関係）

(五)　日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力

(1)　検察官又は司法警察員は、英国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができるものとすることとした。

(2)　(1)の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができるものとすることとした。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しないものとすることとした。

(3)　(1)により英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を英国軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(4)　司法警察員は、(3)により英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならないものとすることとした。

(5)　検察官又は司法警察員は、英国軍隊その他の英国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができるものとすることとした。

(6)　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に(5)の処分をさせることができるものとすることとした。

(7)　(5)及び(6)の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して英国軍隊その他の英国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならないものとすることとした。（第八条及び第九条関係）

(六)　自衛隊に係る構成員又は文民構成員への準用

(1)　(二)は、英国の権限ある当局から、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として英国内に所在する自衛隊に係る同条(d)に規定する構成員又は同条(a)に規定する文民構成員（(2)において「自衛隊に係る構成員又は文民構成員」という。）であって、日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があった場合について準用することとした。

(2)　(四)は、英国の権限ある当局から、自衛隊に係る構成員又は文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用することとした。（第一〇条関係）

(七)　刑事補償

刑事補償法（昭和二五年法律第一号）又は少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八四号）の規定の適用については、英国軍隊その他の英国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなすものとすることとした。（第一一条関係）

4

(一)　国の賠償責任の特例

職務遂行に係る賠償責任

英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一二条関係）

(二)　工作物等の設置等に係る賠償責任

英国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵（かし）があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一三条関係）

(三)　適用除外

(一)及び(二)は、(1)又は(2)に掲げる場合には、適用しないものとすることとした。

(1)　被害者が英国軍隊の構成員又は英国軍隊の文民構成員である場合

(2)　協定第二三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けない場合（第一四条関係）